

大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業共同企業体取扱要項

(目的)

第1条 この取扱要項は、大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(構成員の制限)

第2条 共同企業体の構成員は、「大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業募集要項6（4）応募者の制限」に該当しない者であること。

(合意書の作成)

第3条 共同企業体を結成して本事業に参加しようとするときは、構成員間で「大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業提出書類様式」の合意書（様式第1号）を作成しなければならない。

(構成員の役割)

第4条 共同企業体を結成して本事業に参加しようとするときは、以下の役割の担当構成員を定めなければならない。

- (1) 事業役割
- (2) 設計役割
- (3) 施工役割
- (4) 金融役割
- (5) その他役割

(契約の締結)

第5条 本事業の契約の締結は、共同企業体の事業役割を担当する構成員がこれを行うものとする。

(存続期間)

第6条 本事業の契約を締結した共同企業体の存続期間は、本事業の履行完了までとする。
2 本事業の契約を締結した者以外の共同企業体の存続期間は、当該事業に係る契約が締結された日までとする。

(連帯責任)

第7条 各構成員は本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第8条 共同企業体が履行した事業の契約不適合責任は、各構成員が連帯して負うものとし、共同企業体が解散した後に発見された契約不適合についても同様とする。

(構成員の変更、脱退及び除名)

第9条 共同企業体の構成員の変更は、破産又は解散をした場合を除き、認めない。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、町と協議を行い、町がこれを認めたときはこの限りでない。

2 共同企業体の構成員は、破産又は解散をした場合を除き、第6条第1項又は第2項に定める存続期間中は、町長及び他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。

3 共同企業体は、構成員に重大な義務の不履行その他の除名しうる相当な理由が生じたため、構成員を除名しようとする場合には、町長の承認を得なければならない。

(残存工事に対する処置)

第10条 本事業の契約締結後、共同企業体の構成員に脱退する者又は除名された者があるときは、残存構成員が役割を引き継ぎ、当該事業を完成するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行が困難なときは、町長及び残存構成員全員の承認により新たな事業者を加入させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年6月19日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、本事業の終了した日から、その効力を失う。